

外国籍留学生の募集について

甲府市立甲府商科専門学校

◎ 住民登録済みの者

募集年度の「甲府市立甲府商科専門学校学生募集要項」に基づいて行う。

◎ 「留学ビザ」による者

1 次の（１）及び（２）の要件を満たす者を受け付けるものとする。

（１）「出入国管理及び難民認定法」に基づく次の「在留適合基準」を満たしている者

ア 日本に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。

イ 日本語能力については、次のいずれかに該当すること。

①（財）日本語教育振興協会認定施設で6か月以上の日本語教育を受けた者

②（独）日本学生支援機構が行う「日本留学試験」で200点以上の得点を得た者

③（財）日本国際教育支援協会・（独）国際交流基金が行う「日本語能力試験」でN2以上に合格した者

④学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く）で1年以上の教育を受けた者

（２）本校学則第11条の要件を満たす者（抜粋参考）

2 その他は、募集年度の「甲府市立甲府商科専門学校学生募集要項」によるものとする。

3 「出入国管理及び難民認定法」に基づく「在留適合基準」を満たすか否かを判定するため、次に掲げる書面の提出を求めるとともに、必要に応じ「特別面接」を実施するものとする。

（１）最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

（２）日本語能力を証明する書類（日本語学校等の在籍証明書・卒業見込証明書・卒業証書の写し・成績証明書、日本留学試験の成績証明書、又は日本語能力試験の成績証明書等）

甲府市立甲府商科専門学校学則（抜粋）

（入学資格）

第11条 本校に入学できる者は、次の各号の一に該当する者で、本校が行う入学試験に合格した者とする。

（１）高等学校を卒業した者

（２）外国において学校教育における12年の課程を修了した者

（３）文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（４）その他本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者